

名護市農産物6次産業化支援拠点施設使用許可申請書
(加工研究室、多目的スペース用)

年 月 日

一般財団法人沖縄美ら島財団
理事長 池田 孝之 殿

申請者 氏名又は団体名
責任者(団体)
住 所
連絡先

印

次のとおり、名護市農産物6次産業化支援拠点施設の使用を申請します。

使用目的							
使用場所	☐ 加工研究室	☐ 原料洗浄・農産物一次処理室 ☐ 加熱・調合・発酵室 ☐ 多品種製造室 ☐ 加熱殺菌室 ☐ 包装室 ☐ 乾燥・粉碎室 ☐ 品質検査室					
	☐ 多目的スペース	☐ 東側 ☐ 中央 ☐ 西側					
使用期間	自 年 月 日 時 分から 至 年 月 日 時 分から (計 時間 分)						時 分まで 時 分まで (計 時間 分)
使用人数	人						
誓 約	使用を許可されたときは、下記事項を順守し、施設管理者の指示に従って一切の迷惑をかけないことを誓約します。 (1) 使用料の納付期限を厳守します。 (2) 設備、備品等については、使用者の責任で管理し、施設の損傷、汚損又は滅失については、原状回復又は損害賠償します。 (3) 施設を使用中に起きた傷害は、使用者の責任とし、施設管理者に何ら責任を問いません。 (4) 使用を許可されていない施設を使用しません。 (5) 施設の治安若しくは衛生に害を及ぼし、又は他者の使用を妨害する行為をしません。 (6) 原料洗浄室、農産物一次処理室から他の部屋へ入室しません。 (7) この施設で製造した加工品(完成品に限る。)は、第三者へ提供しません。						

備考

- 1 加工研究室は、使用目的の範囲内で右欄の部屋を選択してください。使用目的外の部屋の予約は、1室ごとに利用料を徴収いたします。
- 2 加工研究室の利用料は、5人(1人から5人まで)単位ごと1時間当たりの料金設定となります。
- 3 多目的スペースの利用料は、東側、中央、西側それぞれ1時間当たりの料金設定となります。
- 4 使用時間の1時間未満の端数時間は、1時間として計算します。